

令和2年度やまがた健康づくりステーション（地域密着型）創設支援事業 追加募集要項

1 目的・趣旨

県では、健康長寿日本一の実現を目指し、県民が自主的・主体的に健康づくりに取り組むことができる拠点として「やまがた健康づくりステーション」の創設に対する支援を行います。

高齢社会が進行する中、県民の健康の保持増進を図るには、県民一人ひとりが健康を意識し、健康づくりに取り組むことが必要です。

しかし、平成28年県民健康・栄養調査結果によると、運動習慣者の割合は男性40.5%、女性34.7%、特に20～30歳代の女性は20%に満たない状況であり、幅広い年齢層において生活習慣を見直し行動変容を促す取組みが求められています。

このことから健康に関心が低い方々をはじめ、幅広い年齢層の健康意識の底上げと健康づくりの裾野の拡大を図る拠点を「やまがた健康づくりステーション」として位置付けることとしました。

やまがた健康づくりステーション（地域密着型）は歩いて通える身近な公民館や「通いの場」※等を拠点として位置付け、住民主体の運営により、定期的に身体を動かす仕組みを構築するものです。顔がわかる関係者が誘い合い、声を掛け合いながら地域ぐるみで運動等を行うことにより、地区住民の健康づくりと絆が深まることを目指します。

事業のコンセプトは「誰でも、気軽に、楽しく、みんなで健康づくり」です。

この募集は、当該事業を実施する企業・団体等を選定するために行うものです。

※「通いの場」を拠点とする場合は新規で健康づくり活動を取り入れる団体に限るものとします。

2 追加募集する事業

下記の要件を満たす企画提案を募集し、優れた提案を選定して補助します。

(1) 運営要件

住民が気軽に通える施設等を活用した、住民主体の健康づくり活動であること。

(2) 事業内容

次に掲げる活動の全てを新たに実施すること。

ア 定期的（月1回以上。週1回程度が望ましい）な身体を動かす軽運動等
イ 栄養に関する教室（例えば減塩やバランスの取れた食事の摂取についての講話等）

ウ 健康チェック、体力測定、健康教室（健康・歯科保健等）、健康相談等のメニューから選択した1種類以上のア及びイに掲げる活動以外の活動

※実施に際しては、可能な限り市町村と連携すること。

3 事業実施期間

事業の補助金の交付決定日から令和3年2月末日まで（補助対象経費の支出を伴うもの）

4 採択件数・補助金額等

(1) 採択件数：11件

ただし、本事業の『広域集客型』又は『地域密着型』で過去に補助を受けた企業・団体等は応募できないものとします。

(2) 補助金額等

本事業における対象経費は、「2 募集する事業（2）事業内容」に掲げる事業を実施する経費とします。（運動、栄養、健康チェック等以外の活動（例えば将棋、パソコン教室、フラワーアレンジメント、栄養教室にあたらぬ料理教室など）は対象経費には含めません。）

①補助金額

区 分	補助対象経費	限度額
健康づくりステーション運営費	謝金、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費	20万円

②補助対象経費の内容

費 目	経費の内容
謝金	講師（申請団体から給料等の支払いを受けている者を除く）への謝礼等
旅費	講師（申請団体から給料等の支払いを受けている者を除く）の交通費、活動旅費等
需用費	
食糧費	外部講師への昼食代等、茶菓代等（※利用者への茶菓代については、経費の10%を超えないこと）
消耗品費	消耗品、各種用具及び各測定器（活動量計など）の購入費、栄養教室等の材料費等
印刷製本費	チラシ等の印刷及び製本費
光熱水費	電気・水道・ガス使用料、冷暖房費等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
使用料及び賃借料	会議室等の使用料及び車両等の借り上げ料等
備品購入費	施設整備に伴う備品購入費等（※経費の30%を超えないこと）

③補助事業による収入

利用者から徴収する実費程度の利用料については、補助事業による収入には含めません。

5 応募団体の資格

民間企業・NPO法人・その他の法人等で、次の要件すべてを満たすものとします。

- (1) 組織の運営に関する規則（定款、規則、会則等）、予算及び決算書類を整備していること
- (2) 県税その他租税を滞納していないこと
- (3) 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと
- (4) 暴力団でないこと、暴力団・その構成員（かつて構成員だった者を含む）・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと
- (6) 団体の役員が次に該当しないこと
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 破産者で復権を得ないもの
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ・ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ・ 暴力団の構成員（かつて構成員だった者を含む）・関係者
 - ・ 設立認証を取り消されたNPO法人の解散当時の役員で、設立認証を取り消された日から2年未満の者

6 応募方法

(1) 応募期間

令和2年9月3日（木）から令和2年10月30日（金）までに「10 応募書類提出先・問合せ先（1）提出先」に郵送又はご持参ください。

※ 採択件数が定数に達した場合は応募を締め切ります。

(2) 応募書類

本事業に応募する企業・団体等は、次の書類を1部作成し提出してください。

※ 応募に係る経費はすべて応募者の負担とします。また、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

- ① 企画提案書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 添付書類
 - ア 企業・団体等の定款・規約・会則等
 - イ 最新の活動メンバーの名簿等
 - ウ 現年度の団体の事業計画及び予算書
 - エ その他参考資料（企画提案の内容等を補足する資料、事業者によっては前年度の決算書など）

7 審査方法

(1) 審査機関

審査委員会における厳正な審査を経て、補助団体を採択します。

(2) 審査方法

提案された書類について、下記(3)選考ポイントに係る審査基準を設け、項目別に採点し、合計点数による決定します。

※ 必要に応じて、ヒアリングや提出書類内容の問合せ、追加資料を求めることがあります。

(3) 審査項目及び審査のポイント

審査項目	審査のポイント	
組織	企業・団体等の適格性	規約等を有し、会計処理が適正に行われていると認められるか
	事業の実現可能性	計画を実施できる体制があるか。提案された事業手法は、十分に実現可能なものか
事業内容	目的との整合性	提案された企画、事業は目的・趣旨に合致しているか
	波及性	幅広い県民の意識の醸成や活動につながる可能性があるか
	具体性	具体的な事業内容であるか
	効率性	事業内容に見合った適正な経費で積算されているか
	独自性	地域の実情や特性に応じ、創意工夫が見られるか
	継続性	単発的な活動でなく、次年度以降の継続が見込まれるか
	感染症予防対策	新型コロナウイルス等の感染予防に配慮しているか

8 採択事業の流れ

事業の募集	令和2年9月3日（木）から令和2年10月30日（金）まで ※「10 応募書類提出先・問合せ先（1）提出先」に郵送又は持参
事業の審査	随 時
採択決定通知	同 上
補助金の交付申請	同 上
補助金の交付決定	同 上
事業実施	事業の補助金の交付決定日～令和3年2月末日 （採択された事業計画書に沿って事業を実施） ※ 資金計画に応じて概算払いをすることができます
実績報告	事業完了後 30 日以内又は令和3年3月8日のいずれか早い日までに実績報告書を提出
補助金の額の確定・精算払	実績報告書の内容等を確認後、補助金の額を確定し、補助金の精算払

9 留意事項等

（1）採択された団体の責務

別途定める令和2年度やまがた健康づくりステーション創出支援事業費補助金交付要綱の規定を順守し、適正な経理処理を行う義務を負います。

また、本事業で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならず、事業終了後においても同様とします。

（2）情報公開への同意

採択事業の概要、団体名、代表者名、事業の内容・成果等について、県ホームページ等で公開する場合があります。

10 応募書類提出先・問合せ先

郵送又は持参ください（郵送の場合は締切当日必着）。

（1）提出先

活動拠点が所在する市町村の健康づくり担当課（別紙一覧表参照）

（2）問合せ先

山形県健康福祉部健康づくり推進課

【電 話】 0 2 3 - 6 3 0 - 2 3 1 3 （直通）

【F A X】 0 2 3 - 6 3 0 - 2 2 7 1